

条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第 3 9 号～議案第 6 7 号)

令和 7 年第 1 回 (3 月) 川 口 市 議 会 定 例 会

令和7年第1回（3月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第 39号参考資料	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照表……………	1
議案第 40号参考資料	川口市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	27
議案第 41号参考資料	川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	28
議案第 42号参考資料	川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	30
議案第 43号参考資料	川口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	32
議案第 44号参考資料	川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	33
議案第 45号参考資料	川口総合文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	34
議案第 46号参考資料	川口市鳩ヶ谷集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	38
議案第 47号参考資料	川口市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	40
議案第 48号参考資料	川口市社会福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	42
議案第 49号参考資料	川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	46
議案第 50号参考資料	川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	48

議案第	5 1 号参考資料	川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	5 2
議案第	5 2 号参考資料	川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	5 3
議案第	5 3 号参考資料	川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	5 4
議案第	5 4 号参考資料	川口市敬老祝金贈呈条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	5 7
議案第	5 5 号参考資料	川口市老人デイサービスセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	5 8
議案第	5 6 号参考資料	川口市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	5 9
議案第	5 7 号参考資料	川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	6 0
議案第	5 8 号参考資料	川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表……………	6 1
議案第	5 9 号参考資料	川口市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	7 9
議案第	6 0 号参考資料	川口市立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	8 1
議案第	6 1 号参考資料	川口市中小企業融資条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	8 4
議案第	6 3 号参考資料	川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	8 7

議案第	6 4 号参考資料	川口市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	9 9
議案第	6 5 号参考資料	川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1 0 1
議案第	6 6 号参考資料	川口市水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表……………	1 0 2
議案第	6 7 号参考資料	川口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表 ……………	1 0 4

議案第 39号参考資料

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照表

○ 川口市消防団条例（昭和25年告示第50号）（第1条第1号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終えた日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 (2) (略) (失職) 第7条 団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失うものとする。 (1) ・(2) (略) (3) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。	第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終えた日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 (2) (略) (失職) 第7条 団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失うものとする。 (1) ・(2) (略) (3) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。

○ 川口市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第１７号）（第１条第２号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第１６条の２ 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) ・ (2) （略） (3) 基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第１６条の３ 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） ２ （略） ３ 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが	第１６条の２ 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) ・ (2) （略） (3) 基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第１６条の３ 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） ２ （略） ３ 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが

一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) ・ (3) (略)

4 ～ 6 (略)

一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) ・ (3) (略)

4 ～ 6 (略)

○ 現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 3 5 年条例第 5 8 号）（第 1 条第 3 号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（退職手当） 第 1 4 条 （略） 2 （略） 3 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 （1）<u>拘禁刑</u>以上の刑の確定した者 （2）（略） 4 ～ 8 （略）	（退職手当） 第 1 4 条 （略） 2 （略） 3 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 （1）<u>禁錮</u>以上の刑の確定した者 （2）（略） 4 ～ 8 （略）

○ 川口市職員退職手当支給条例（昭和 37 年条例第 68 号）（第 1 条第 4 号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（退職手当の支払の差止め） 第 18 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1）職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 （2）（略） 2～4 （略） 5 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1）（略） （2）当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 月を経過した場合 （3）（略）	（退職手当の支払の差止め） 第 18 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1）職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 （2）（略） 2～4 （略） 5 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1）（略） （2）当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 月を経過した場合 （3）（略）

6～10 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第19条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第17条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) ・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第20条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第17条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第15条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第22条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第22条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) ・(3) (略)

2～6 (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第19条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第17条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) ・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第20条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第17条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第15条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第22条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第22条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) ・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第22条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第22条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 (略)

○ 川口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年条例第 4 5 号）（第 1 条第 5 号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（退職報償金支給の制限） 第 6 条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 （1）<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（5）（略）	（退職報償金支給の制限） 第 6 条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 （1）<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（5）（略）

○ 川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例（昭和４２年条例第５号）（第１条第６号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第６条の２ 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) ・ (2) （略） (3) 基準日前１箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第６条の３ 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） ２ （略） ３ 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時	第６条の２ 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) ・ (2) （略） (3) 基準日前１箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第６条の３ 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） ２ （略） ３ 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時

差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) ・ (3) (略)

4 ・ 5 (略)

差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) ・ (3) (略)

4 ・ 5 (略)

○ 川口市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和４２年条例第１６号）（第１条第７号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第６条の２ 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) ・ (2) （略） (3) 基準日前１箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第６条の３ 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） ２ （略） ３ 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時	第６条の２ 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) ・ (2) （略） (3) 基準日前１箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第６条の３ 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） ２ （略） ３ 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時

差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) ・(3) (略)

4・5 (略)

差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) ・(3) (略)

4・5 (略)

○ 川口市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和42年条例第34号）（第1条第8号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第6条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) ・ (2) （略） (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第6条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） 2 （略） 3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時	第6条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) ・ (2) （略） (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第6条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） 2 （略） 3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時

差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) ・ (3) (略)

4 ・ 5 (略)

差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) ・ (3) (略)

4 ・ 5 (略)

○ 川口市下水道条例（昭和４７年条例第２７号）（第１条第９号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定等の要件） 第６条の２ 指定工事店の指定又は指定の更新を受けるには、次に掲げる要件を備えていなければならない。 （１）・（２）（略） （３）次のいずれにも該当しない者であること。 ア～エ （略） オ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 カ （略）	（指定等の要件） 第６条の２ 指定工事店の指定又は指定の更新を受けるには、次に掲げる要件を備えていなければならない。 （１）・（２）（略） （３）次のいずれにも該当しない者であること。 ア～エ （略） オ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 カ （略）

○ 川口市常勤の監査委員の給与等に関する条例（平成5年条例第9号）（第1条第10号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第6条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) ・ (2) （略） (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第6条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） 2 （略） 3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時	第6条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) ・ (2) （略） (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第6条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） 2 （略） 3 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時

差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) ・(3) (略)

4・5 (略)

差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) ・(3) (略)

4・5 (略)

○ 川口市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成１８年条例第３２号）（第１条第１１号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第７条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) ・ (2) （略） (3) 基準日前１箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第８条 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） ２ （略） ３ 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時	第７条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1) ・ (2) （略） (3) 基準日前１箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第８条 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） ２ （略） ３ 市長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時

差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) ・(3) (略)

4・5 (略)

差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) ・(3) (略)

4・5 (略)

○ 川口市職員の分限に関する条例（平成 3 0 年条例第 6 号）（第 1 条第 1 2 号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（失職の例外） 第 1 0 条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 （略）	（失職の例外） 第 1 0 条 任命権者は、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとすることができる。 2 （略）

○ 川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例（平成 1 2 年条例第 5 2 号）（第 2 条第 1 号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（罰則） 第 1 6 条 第 1 3 条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 5 0 0，0 0 0 円以下の罰金に処する。	（罰則） 第 1 6 条 第 1 3 条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は 5 0 0，0 0 0 円以下の罰金に処する。

○ 川口市屋外広告物条例（平成 1 9 年条例第 2 7 号）（第 2 条第 2 号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（罰則） 第 5 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 5 0 0，0 0 0 円以下の罰金に処する。 （1）～（3）（略）	（罰則） 第 5 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 0，0 0 0 円以下の罰金に処する。 （1）～（3）（略）

○ 川口市浄化槽保守点検業者登録条例（平成 2 9 年条例第 9 5 号）（第 2 条第 3 号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（罰則） 第 2 0 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 1 0 0，0 0 0 円以下の罰金に処する。 (1) ～(3) （略）	（罰則） 第 2 0 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>懲役</u>又は 1 0 0，0 0 0 円以下の罰金に処する。 (1) ～(3) （略）

○ 川口市個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第４５号）（第２条第４号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 １～６ （略） ７ 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の<u>拘禁刑</u>又は１，０００，０００円以下の罰金に処する。 （１）・（２）（略） ８ 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の<u>拘禁刑</u>又は５００，０００円以下の罰金に処する。 ９～１１ （略）	附 則 １～６ （略） ７ 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の<u>懲役</u>又は１，０００，０００円以下の罰金に処する。 （１）・（２）（略） ８ 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の<u>懲役</u>又は５００，０００円以下の罰金に処する。 ９～１１ （略）

○ 川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成２８年条例第７０号）（第３条第１号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（罰則） 第３３条 第２３条第２項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の<u>拘禁</u> <u>刑</u>又は<u>５００，０００円</u>以下の罰金に処する。	（罰則） 第３３条 第２３条第２項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の<u>懲役</u> <u>―又は５０万円―</u>以下の罰金に処する。

○ 川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（平成３０年条例第１４号）（第３条第２号関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（罰則） 第２１条 第１６条第１項又は第２項の規定による制限又は停止の命令に違反した者は、６月以下の <u>拘禁刑</u> 又は <u>５００，０００円</u> 以下の罰金に処する。	（罰則） 第２１条 第１６条第１項又は第２項の規定による制限又は停止の命令に違反した者は、６月以下の <u>懲役</u> 又は <u>５０万円</u> 以下の罰金に処する。

議案第 40号参考資料

川口市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表
○ 川口市職員定数条例（昭和45年条例第6号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（職員の定数） 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 （1）市長の事務部局の職員 <u>2, 6 5 0 人</u> （2）～（5）（略） （6）農業委員会の事務部局の職員 <u>8 人</u> （7）（略） （8）消防職員 <u>6 1 0 人</u> （9）（略） 2・3 （略）	（職員の定数） 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 （1）市長の事務部局の職員 <u>2, 6 2 5 人</u> （2）～（5）（略） （6）農業委員会の事務部局の職員 <u>9 人</u> （7）（略） （8）消防職員 <u>6 0 6 人</u> （9）（略） 2・3 （略）

議案第 41号参考資料

川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の2 （略） 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 （略） 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項</u> <u>及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の2 （略） 2 任命権者は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 （略） 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子</u>のある職員が、<u>規則で定めるところにより、当該子を養育</u>」とあり、<u>及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育

」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。

5 （略）

（特別休暇）

第14条 （略）

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1) ～(19) （略）

(20) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(21)～(23) （略）

」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。

5 （略）

（特別休暇）

第14条 （略）

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1) ～(19) （略）

(20) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話を行う

_____ことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(21)～(23) （略）

議案第 42号参考資料

川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（有給の特別休暇） 第13条 会計年度任用職員（第9号から第12号まで、第14号及び第15号に掲げる場合にあつては、規則で定める会計年度任用職員に限る。）は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間の有給の特別休暇を受けることができる。 （1）～（8）（略） （9）中学校就学の始期に達するまでの子（民法第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である会計年度任用職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の<u>看護等</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病</u>の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは<u>学校保健安全法</u>（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を<u>行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすること</u>を行う。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内	（有給の特別休暇） 第13条 会計年度任用職員（第9号から第12号まで、第14号及び第15号に掲げる場合にあつては、規則で定める会計年度任用職員に限る。）は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間の有給の特別休暇を受けることができる。 （1）～（8）（略） （9）中学校就学の始期に達するまでの子（民法第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である会計年度任用職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の<u>看護</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は<u>疾病</u>の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話を<u>行う</u>ことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内

の期間 (10)～(15) (略)	の期間 (10)～(15) (略)
----------------------	----------------------

議案第 43号参考資料

川口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（部分休業の承認） 第21条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	（部分休業の承認） 第21条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

議案第 44号参考資料

川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年条例第17号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（職員の派遣） 第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に規定する団体のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 （1）（略） <u>（2）～（11）</u> （略） 2・3 （略） （派遣職員の給与） 第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）<u>第3条第4号</u>の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。	（職員の派遣） 第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に規定する団体のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 （1）（略） <u>（2）公益財団法人川口産業振興公社</u> <u>（3）～（12）</u> （略） 2・3 （略） （派遣職員の給与） 第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）<u>第3条第2項</u>の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

議案第 45号参考資料

川口総合文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表
○ 川口総合文化センター設置及び管理条例（平成元年条例第48号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案							現 行								
（業務） 第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 (1) メインホール、音楽ホール、催し広場、<u>イベントホール</u>、リハーサル室、楽屋、控室、会議室_____、和室、茶室、<u>スタジオ及び多目的ルーム</u>並びに附属設備（以下「メインホール等」という。）の利用に関すること。 (2) ・ (3) （略）							（業務） 第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 (1) メインホール、音楽ホール、催し広場、<u>展示ホール</u>____、リハーサル室、楽屋、控室、会議室、<u>応接室</u>、和室、茶室、<u>練習室及びギャラリー</u>____並びに附属設備（以下「メインホール等」という。）の利用に関すること。 (2) ・ (3) （略）								
別表（第17条関係）							別表（第17条関係）								
1 メインホールの利用料金							1 メインホールの利用料金								
利用区分			時間区分		午 前 9時～正 午	午 後 1時～5 時	夜 間 6時～10 時	全 日 午前9時 ～午後10 時	利用区分			午 前 9時～正 午	午 後 1時～5 時	夜 間 6時～10 時	全 日 午前9時 ～午後10 時
			入場料又はこれに類するものを徴収しない場合		平 日	土 曜 ・ 日 曜 ・ 休 日	平 日	土 曜 ・ 日 曜 ・ 休 日				平 日	土 曜 ・ 日 曜 ・ 休 日		
入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	平	入場料等の最高額が1,000円未満のとき	<u>106,800</u>	<u>186,900</u>	<u>240,300</u>	<u>448,700</u>	入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	平	入場料等の最高額が1,000円未満のとき	<u>92,900</u>	<u>163,300</u>	<u>210,300</u>	<u>389,800</u>		
		入場料等の最高額が2,000円未満のとき	<u>122,000</u>	<u>213,500</u>	<u>274,500</u>	<u>512,800</u>			入場料等の最高額が2,000円未満のとき	<u>106,700</u>	<u>186,800</u>	<u>240,200</u>	<u>445,300</u>		
	日	入場料等の最高額が	<u>152,600</u>	<u>267,000</u>	<u>343,300</u>	<u>641,000</u>		日	入場料等の最高額が	<u>133,400</u>	<u>233,800</u>	<u>300,000</u>	<u>557,400</u>		

れに類するものを徴収する場合		2,000円以上のとき				
	土曜・日曜・休日	入場料等の最高額が1,000円未満のとき	<u>117,500</u>	<u>205,600</u>	<u>264,300</u>	<u>493,500</u>
		入場料等の最高額が2,000円未満のとき	<u>134,200</u>	<u>234,800</u>	<u>301,900</u>	<u>564,000</u>
		入場料等の最高額が2,000円以上のとき	<u>167,800</u>	<u>293,600</u>	<u>377,500</u>	<u>705,000</u>

2 音楽ホールの利用料金

時間区分 利用区分		午 前 9時～正 午	午 後 1時～5 時	夜 間 6時～10 時	全 日 午前9時 ～午後10 時
入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	平 日	<u>円 31,500</u>	<u>円 55,100</u>	<u>円 70,800</u>	<u>円 132,500</u>
	土 曜 ・ 日 曜 ・ 休 日	<u>34,600</u>	<u>60,500</u>	<u>77,800</u>	<u>145,700</u>
入場料又はこれに類するものを徴収する場合	平	入場料等の最高額が1,000円未満のとき	<u>44,100</u>	<u>77,100</u>	<u>99,200</u>
		入場料等の最高額が2,000円未満のとき	<u>50,400</u>	<u>88,200</u>	<u>113,400</u>
	日	入場料等の最高額が2,000円以上のとき	<u>63,000</u>	<u>110,200</u>	<u>141,700</u>
		入場料等の最高額が2,000円以上のとき	<u>63,000</u>	<u>110,200</u>	<u>141,700</u>
	土曜・日曜・休日	入場料等の最高額が1,000円未満のとき	<u>48,500</u>	<u>84,800</u>	<u>109,100</u>
		入場料等の最高額が2,000円未満のとき	<u>55,500</u>	<u>97,100</u>	<u>124,800</u>
		入場料等の最高額が2,000円以上のとき	<u>69,300</u>	<u>121,200</u>	<u>155,900</u>

3 催し広場の利用料金

れに類するものを徴収する場合		2,000円以上のとき				
	土曜・日曜・休日	入場料等の最高額が1,000円未満のとき	<u>103,500</u>	<u>181,500</u>	<u>233,800</u>	<u>433,500</u>
		入場料等の最高額が2,000円未満のとき	<u>118,500</u>	<u>207,100</u>	<u>266,900</u>	<u>495,500</u>
		入場料等の最高額が2,000円以上のとき	<u>148,400</u>	<u>259,500</u>	<u>334,200</u>	<u>619,400</u>

2 音楽ホールの利用料金

時間区分 利用区分		午 前 9時～正 午	午 後 1時～5 時	夜 間 6時～10 時	全 日 午前9時 ～午後10 時
入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	平 日	<u>円 26,600</u>	<u>円 48,000</u>	<u>円 61,900</u>	<u>円 115,300</u>
	土 曜 ・ 日 曜 ・ 休 日	<u>29,900</u>	<u>53,300</u>	<u>68,300</u>	<u>128,100</u>
入場料又はこれに類するものを徴収する場合	平	入場料等の最高額が1,000円未満のとき	<u>38,400</u>	<u>67,200</u>	<u>86,500</u>
		入場料等の最高額が2,000円未満のとき	<u>43,700</u>	<u>76,800</u>	<u>99,300</u>
	日	入場料等の最高額が2,000円以上のとき	<u>54,400</u>	<u>96,100</u>	<u>123,800</u>
		入場料等の最高額が2,000円以上のとき	<u>54,400</u>	<u>96,100</u>	<u>123,800</u>
	土曜・日曜・休日	入場料等の最高額が1,000円未満のとき	<u>42,700</u>	<u>74,700</u>	<u>96,100</u>
		入場料等の最高額が2,000円未満のとき	<u>49,100</u>	<u>85,400</u>	<u>110,000</u>
		入場料等の最高額が2,000円以上のとき	<u>60,800</u>	<u>106,700</u>	<u>137,700</u>

3 催し広場の利用料金

時間区分 利用区分			午 前 9時～正 午	午 後 1時～5 時	夜 間 6時～10 時	全 日 午前9時 ～午後10 時
入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	平 日		円 11,600	円 20,300	円 26,100	円 49,100
	土 曜 ・ 日 曜 ・ 休 日		12,800	22,400	28,800	54,000
入場料又はこれに類するものを徴収する場合	平 日	入場料等の最高額が1,000円未満のとき	16,300	28,500	36,600	68,700
		入場料等の最高額が2,000円未満のとき	18,600	32,500	41,800	78,500
	日	入場料等の最高額が2,000円以上のとき	23,300	40,700	52,400	98,200
		土 曜 ・ 日 曜 ・ 休 日	入場料等の最高額が1,000円未満のとき	18,000	31,500	40,500
	入場料等の最高額が2,000円未満のとき		20,500	35,800	46,100	86,400
	入場料等の最高額が2,000円以上のとき		25,700	44,900	57,800	108,000

4 イベントホールの利用料金

時間区分 利用区分		午 前 9時～正 午	午 後 1時～5 時	夜 間 6時～10 時	全 日 午前9時 ～午後10 時
入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	平 日	円 19,500	円 34,100	円 43,800	円 82,200
	土 曜 ・ 日 曜 ・ 休 日	21,500	37,600	48,300	90,400
	入場料等の最高額が	27,300	47,700	61,400	115,000

時間区分 利用区分			午 前 9 時～正 午	午 後 1 時～5 時	夜 間 6 時～10 時	全 日 午前 9 時 ～午後10 時
入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	平 日		円 9,610	円 18,100	円 22,400	円 42,700
	土 曜 ・ 日 曜 ・ 休 日		10,670	19,200	25,600	48,000
入場料又はこれに類するものを徴収する場合	平	入場料等の最高額が 1,000円未満のとき	13,800	24,500	32,000	59,800
		入場料等の最高額が 2,000円未満のとき	16,000	28,800	36,300	68,300
	日	入場料等の最高額が 2,000円以上のとき	20,200	36,300	45,900	86,500
		土 曜 ・ 日 曜 ・ 休 日	入場料等の最高額が 1,000円未満のとき	16,000	27,700	36,300
	入場料等の最高額が 2,000円未満のとき		18,100	32,000	40,500	76,800
	入場料等の最高額が 2,000円以上のとき		22,400	39,500	52,100	96,100

4 展示ホール の利用料金

時間区分 利用区分		午 前 9時～正 午	午 後 1時～5 時	夜 間 6時～10 時	全 日 午前9時 ～午後10 時
入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	平 日	円 17,000	円 29,900	円 38,400	円 71,500
	土 曜 ・ 日 曜 ・ 休 日	19,200	33,100	42,700	80,000
	入場料等の最高額が	23,400	41,600	54,400	100,300

入場料又はこれに類するものを徴収する場合	平	1,000円未満のとき				
		入場料等の最高額が2,000円未満のとき	<u>31,300</u>	<u>54,700</u>	<u>70,400</u>	<u>131,500</u>
	日	入場料等の最高額が2,000円以上のとき	<u>39,100</u>	<u>68,400</u>	<u>87,900</u>	<u>164,400</u>
		入場料等の最高額が1,000円未満のとき	<u>30,100</u>	<u>52,600</u>	<u>67,700</u>	<u>126,500</u>
	土曜・日曜・休日	入場料等の最高額が2,000円未満のとき	<u>34,400</u>	<u>60,200</u>	<u>77,400</u>	<u>144,600</u>
		入場料等の最高額が2,000円以上のとき	<u>43,000</u>	<u>75,200</u>	<u>96,700</u>	<u>180,800</u>

5 リハーサル室・楽屋等の利用料金

(略)

6 会議室等の利用料金

(略)

7 (略)

備考

1～3 (略)

4 利用に先立ち、準備又は練習のためメインホール、音楽ホール、催し広場又はイベントホールを利用するときの利用料金は、それぞれの規定の利用料金の7割に相当する額とする。

5～7 (略)

8 リハーサル室、楽屋及び控室は、メインホール又は音楽ホールを利用する場合に限り利用できるものとする。

9 (略)

入場料又はこれに類するものを徴収する場合	平	1,000円未満のとき				
		入場料等の最高額が2,000円未満のとき	<u>26,600</u>	<u>48,000</u>	<u>61,900</u>	<u>115,300</u>
	日	入場料等の最高額が2,000円以上のとき	<u>34,100</u>	<u>59,800</u>	<u>76,800</u>	<u>144,100</u>
		入場料等の最高額が1,000円未満のとき	<u>26,600</u>	<u>46,900</u>	<u>59,800</u>	<u>112,100</u>
	土曜・日曜・休日	入場料等の最高額が2,000円未満のとき	<u>29,900</u>	<u>53,300</u>	<u>68,300</u>	<u>128,100</u>
		入場料等の最高額が2,000円以上のとき	<u>38,400</u>	<u>67,200</u>	<u>86,500</u>	<u>160,100</u>

5 リハーサル室・楽屋等の利用料金

(略)

6 会議室等の利用料金

(略)

7 (略)

備考

1～3 (略)

4 利用に先立ち、準備又は練習のためメインホール、音楽ホール、催し広場又は展示ホールを利用するときの利用料金は、それぞれの規定の利用料金の7割に相当する額とする。

5～7 (略)

8 リハーサル室、楽屋及び控室はホール利用の場合に限り、応接室は特別会議室利用の場合に限り利用できるものとする。

9 (略)

議案第 46号参考資料

川口市鳩ヶ谷集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表
○ 川口市鳩ヶ谷集会所設置及び管理条例（平成23年条例第64号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																		
(名称及び位置) 第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 別表（第11条関係） <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 備考 1 集会室とは、桜町3丁目集会所、桜町6丁目集会所、里集会所、鳩ヶ谷本町4丁目集会所、南鳩ヶ谷1丁目集会所、南鳩ヶ谷2丁目集会所、南鳩ヶ谷3丁目集会所、南鳩ヶ谷4丁目集会所_____、八幡木1丁目集会所及び三ツ和2丁目集会所の施設をいう。 2 小集会室とは、坂下町3丁目第1集会所、坂下町3丁目第2集会所、鳩ヶ谷本町2丁目集会所及び_____南鳩ヶ谷5丁目集会所	名 称	位 置	(略)		(略)	(名称及び位置) 第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td><u>川口市鳩ヶ谷緑町1丁目集会所</u></td><td><u>川口市鳩ヶ谷緑町1丁目1番地の2</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td><u>川口市南鳩ヶ谷7丁目集会所</u></td><td><u>川口市南鳩ヶ谷7丁目23番22号</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 別表（第11条関係） <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 備考 1 集会室とは、桜町3丁目集会所、桜町6丁目集会所、里集会所、鳩ヶ谷本町4丁目集会所、南鳩ヶ谷1丁目集会所、南鳩ヶ谷2丁目集会所、南鳩ヶ谷3丁目集会所、南鳩ヶ谷4丁目集会所、<u>南鳩ヶ谷7丁目集会所</u>、八幡木1丁目集会所、<u>三ツ和2丁目集会所</u>の施設をいう。 2 小集会室とは、坂下町3丁目第1集会所、坂下町3丁目第2集会所、鳩ヶ谷本町2丁目集会所、<u>鳩ヶ谷緑町1丁目集会所</u>、南鳩ヶ谷5丁目集会所	名 称	位 置	(略)		<u>川口市鳩ヶ谷緑町1丁目集会所</u>	<u>川口市鳩ヶ谷緑町1丁目1番地の2</u>	(略)		<u>川口市南鳩ヶ谷7丁目集会所</u>	<u>川口市南鳩ヶ谷7丁目23番22号</u>	(略)		(略)
名 称	位 置																		
(略)																			
(略)																			
名 称	位 置																		
(略)																			
<u>川口市鳩ヶ谷緑町1丁目集会所</u>	<u>川口市鳩ヶ谷緑町1丁目1番地の2</u>																		
(略)																			
<u>川口市南鳩ヶ谷7丁目集会所</u>	<u>川口市南鳩ヶ谷7丁目23番22号</u>																		
(略)																			
(略)																			

の施設をいう。

3 (略)

の施設をいう。

3 (略)

議案第 47 号参考資料

川口市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年条例第４２号）

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(入居申込者に対する説明、契約等) 第１４条　（略） ２～６　（略） ７　無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第１０項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第２項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。 （１）（略） （２）<u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第３３条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第１項の重要事項及び第２項の事項を記録したものを交付する方法</u> ８～１２　（略） <u>（電磁的記録等）</u> <u>第３３条　無料低額宿泊所及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、</u>	(入居申込者に対する説明、契約等) 第１４条　（略） ２～６　（略） ７　無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第１０項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第２項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。 （１）（略） （２）<u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u> <u> </u>をもって調製するファイルに第１項の重要事項及び第２項の事項を記録したものを交付する方法 ８～１２　（略）

当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 無料低額宿泊所及びその職員は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

議案第 48号参考資料

川口市社会福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市社会福祉センター設置及び管理条例（平成8年条例第38号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（業務） <u>第3条</u> センターの業務は、次のとおりとする。 （1）（略） （2）<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を行う事業（以下「生活介護事業」という。）に関すること。</u>	（定義） <u>第3条</u> この条例において、「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 （1）<u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者</u> （2）<u>埼玉県療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者</u> （3）<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</u> （4）<u>前3号に掲げる者と同程度の障害を有していると市長が認めた者</u> （業務） <u>第4条</u> センターの業務は、次のとおりとする。 （1）（略） （2）<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第27項に規定する地域活動支援センターとして障害者に対し次に掲げる便宜を供与する事業（以下「地域活動支援センター事業」という。）に関すること。</u> <u>ア 機能訓練</u> <u>イ 社会適応訓練</u> <u>ウ 更生相談</u> <u>エ 介護方法の指導</u> <u>オ 健康指導</u> <u>カ 創作的活動</u>

- (3) ・ (4) (略)
(利用できる者)

第4条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) (略)
(2) 障害者総合支援法第22条第8項の障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者
(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定により措置の決定を受けた者
(4) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により措置の決定を受けた者

- (5) (略)

第5条 (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、センターにおいて次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する業務に関すること。
(2) ～(4) (略)

第7条 (略)

(休業日等)

第8条 (略)

2 老人デイサービス事業及び生活介護事業_____は、土曜日には行わないものとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれらの事業を行うことができる。

第9条 (略)

(利用の不許可)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又はセンターの管理上支障があるものとして市長が別に定めるときは、センターの利用を

キ 送迎

ク 食事の提供

ケ 入浴

- (3) ・ (4) (略)
(利用できる者)

第5条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) (略)
(2) 本市に住所を有する18歳以上の障害者（18歳未満の障害者であって市長が特に必要と認めるものを含む。）で市長が別に定める地域活動支援センター事業に係る利用の決定を受けたもの
(3) 前号に掲げるもののほか、障害者で市長が特に認めるもの

- (4) (略)

第6条 (略)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者は、センターにおいて次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する業務に関すること。
(2) ～(4) (略)

第8条 (略)

(休業日等)

第9条 (略)

2 老人デイサービス事業及び地域活動支援センター事業は、土曜日には行わないものとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれらの事業を行うことができる。

第10条 (略)

(利用の不許可)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又はセンターの管理上支障があるものとして市長が別に定めるときは、センターの利用を

許可しないことができる。

(1) 老人デイサービス事業及び生活介護事業において次のア又はイのいずれかに該当するとき。

ア・イ (略)

(2) (略)

(利用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、管理上特に必要があるものとして市長が別に定めるとき、又は第9条の規定によりセンターの利用の許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

(1) ・(2) (略)

(3) センターを長期間利用しないことが明らかなとき (第4条第5号に掲げるものに係るときを除く。)。

2 (略)

(利用料金)

第12条 第9条の規定により老人デイサービス事業又は生活介護事業に係るセンターの利用の許可を受けた者

は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、当該納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 (略)

3 生活介護事業に係る利用料金の額は、障害者総合支援法に基づき主務大臣が定める基準により算定した額及び障害者総合支援法第29条第1項に規定する特定費用として市長が別に定める額の合計額とする。

第13条・第14条 (略)

(損害賠償)

第15条 センターを利用する者は、その責めに帰すべき理由により、施設等を毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、そ

許可しないことができる。

(1) 老人デイサービス事業及び地域活動支援センター事業において次のア又はイのいずれかに該当するとき。

ア・イ (略)

(2) (略)

(利用の許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、管理上特に必要があるものとして市長が別に定めるとき、又は第10条の規定によりセンターの利用の許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

(1) ・(2) (略)

(3) センターを長期間利用しないことが明らかなとき (第5条第4号に掲げるものに係るときを除く。)。

2 (略)

(利用料金)

第13条 第10条の規定により老人デイサービス事業に係るセンターの利用の許可を受けた者又は第5条第2号若しくは第3号に掲げる者で地域活動支援センター事業に係るセンターの利用の許可を受けたものは、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、当該納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 (略)

3 地域活動支援センター事業に係る利用料金の額は、別表に定める金額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

第14条・第15条 (略)

(損害賠償)

第16条 センターを利用する者は、その責めに帰すべき理由により、施設等をき損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、そ

の全部又は一部を免除することができる。

第16条・第17条 （略）

の全部又は一部を免除することができる。

第17条・第18条 （略）

別表（第13関係）

<u>区 分</u>	<u>利用料金の額</u>
<u>基本サービス</u>	<u>1日当たり</u> 6 2 0 円
<u>送迎に係る加算</u>	<u>片道1回当たり</u> 5 4 円
<u>入浴に係る加算</u>	<u>1回当たり</u> 4 0 円
<u>食事の提供</u>	<u>1食当たり</u> 5 0 0 円
<u>創作的活動等に係る材料費等</u>	実費相当額

備考 「基本サービス」とは、第4条第2号アからカまで及びケに掲げる便宜の全部又は一部の供与をいう。

議案第 49号参考資料

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<u>（給付金として支払を受けた金銭の管理）</u> 第15条の2 母子生活支援施設は、当該母子生活支援施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第12条の2に規定することも家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 <u>（1）当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区別すること。</u> <u>（2）児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</u> <u>（3）児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。</u> <u>（4）当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。</u> （母子生活支援施設の長の資格等） 第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設設備運営基準 第27条の2第1項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 （1）～（4）（略）	（母子生活支援施設の長の資格等） 第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第27条の2第1項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 （1）～（4）（略）

2 (略)

(保育所の設備の基準の特例)

第34条 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(1) (略)

(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) ～(5) (略)

2 (略)

(保育所の設備の基準の特例)

第34条 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(1) (略)

(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。

(3) ～(5) (略)

議案第 50号参考資料

川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1）利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 （2）（略） （3）当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満た</u>	（保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1）利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 （2）（略） （3）当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

すと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型

(2) (略)

6・7 (略)

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し当該家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業者等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6)～(8) (略)

(設備の基準)

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」とい

事業者等」という。）

(2) (略)

4・5 (略)

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し当該家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業者等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) (略)

2 (略)

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6)～(8) (略)

(設備の基準)

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」とい

う。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6)・(7) (略)

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。)

(6)～(8) (略)

附 則

1～3 (略)

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に掲げる事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

5～10 (略)

う。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6)・(7) (略)

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。)

(6)～(8) (略)

附 則

1～3 (略)

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に掲げる事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

5～10 (略)

議案第 51号参考資料

川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第20号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（食事） 第11条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。 （1）（略） （2）当該認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 （3）～（5）（略） 3・4 （略） （教育及び保育の内容） 第12条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第5条の規定により幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づいたものであり、かつ、市長が別に定める事項に配慮したものでなければならない。	（食事） 第11条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。 （1）（略） （2）当該認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。 （3）～（5）（略） 3・4 （略） （教育及び保育の内容） 第12条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定により幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づいたものであり、かつ、市長が別に定める事項に配慮したものでなければならない。

議案第 52号参考資料

川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第59号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 1 （略） （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 2 <u>令和9年3月31日</u>までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。 3～11 （略）	附 則 1 （略） （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 2 <u>令和7年3月31日</u>までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。 3～11 （略）

議案第 53号参考資料

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第71号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>同項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</u> (2) （略）	第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>同号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行う</u>_____こと。 (2) （略）

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のため

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

に必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6～11 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に掲げる事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) (略)

4～9 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に掲げる事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第 54号参考資料

川口市敬老祝金贈呈条例の一部を改正する条例案新旧対照表
○ 川口市敬老祝金贈呈条例（昭和57年条例第19号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行														
（受給資格） 第2条 祝金を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、毎年8月31日（以下「基準日」という。）に、本市において引き続き1年以上住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者（以下「継続記録者」という。）で、次に掲げる年齢のものとする。 <u>(1) ・ (2)</u> （略） （祝金の種類及び額） 第3条 祝金の種類及び額は、次のとおりとする。 <table><tr><td>祝金の種類</td><td>祝金の額</td></tr><tr><td>米寿の祝金</td><td><u>10,000円</u></td></tr><tr><td>白寿の祝金</td><td><u>30,000円</u></td></tr></table>	祝金の種類	祝金の額	米寿の祝金	<u>10,000円</u>	白寿の祝金	<u>30,000円</u>	（受給資格） 第2条 祝金を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、毎年8月31日（以下「基準日」という。）に、本市において引き続き1年以上住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者（以下「継続記録者」という。）で、次に掲げる年齢のものとする。 <u>(1) 満77歳（喜寿）</u> <u>(2) ・ (3)</u> （略） （祝金の種類及び額） 第3条 祝金の種類及び額は、次のとおりとする。 <table><tr><td>祝金の種類</td><td>祝金の額</td></tr><tr><td>喜寿の祝金</td><td><u>5,000円</u></td></tr><tr><td>米寿の祝金</td><td><u>20,000円</u></td></tr><tr><td>白寿の祝金</td><td><u>50,000円</u></td></tr></table>	祝金の種類	祝金の額	喜寿の祝金	<u>5,000円</u>	米寿の祝金	<u>20,000円</u>	白寿の祝金	<u>50,000円</u>
祝金の種類	祝金の額														
米寿の祝金	<u>10,000円</u>														
白寿の祝金	<u>30,000円</u>														
祝金の種類	祝金の額														
喜寿の祝金	<u>5,000円</u>														
米寿の祝金	<u>20,000円</u>														
白寿の祝金	<u>50,000円</u>														

議案第 55号参考資料

川口市老人デイサービスセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表
○ 川口市老人デイサービスセンター設置及び管理条例（平成5年条例第23号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行										
（名称及び位置） 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	名 称	位 置	（略）		（名称及び位置） 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td><u>川口市老人デイサービスセンター</u> <u>横曽根れんげそう</u></td><td><u>川口市川口6丁目5番14号</u></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>	名 称	位 置	<u>川口市老人デイサービスセンター</u> <u>横曽根れんげそう</u>	<u>川口市川口6丁目5番14号</u>	（略）	
名 称	位 置										
（略）											
名 称	位 置										
<u>川口市老人デイサービスセンター</u> <u>横曽根れんげそう</u>	<u>川口市川口6丁目5番14号</u>										
（略）											

議案第 56号参考資料

川口市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成8年条例第12号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第2条 この条例において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。 （1）～（3）（略） <u>（4）前3号に掲げるもののほか、心身の機能の障害がある者であつて、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあると認められるものとして規則で定める者</u> 2 この条例において「介護者」とは、_____障害者に現に付き添って介護をしている者（障害者1人につき、障害者に付き添って介護をしている者が2人以上いる場合は、1人に限る。）をいう。	（定義） 第2条 この条例において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。 （1）～（3）（略） 2 この条例において「介護者」とは、<u>次に掲げる</u>障害者に現に付き添って介護をしている者（障害者1人につき、障害者に付き添って介護をしている者が2人以上いる場合は、1人に限る。）をいう。 <u>（1）前項第1号及び第3号に掲げる者のうち12歳未満の者</u> <u>（2）前項第1号に掲げる者のうち12歳以上の者で当該身体障害者手帳に第1種身体障害者である旨の記載があるもの</u> <u>（3）前項第2号に掲げる者</u> <u>（4）前項第3号に掲げる者のうち12歳以上の者で当該精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級又は2級である旨の記載があるもの</u>

議案第 57号参考資料

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（課税額） 第2条 （略） 2 （略） 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>240,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>240,000円</u>とする。 4 （略） （税額の減額） 第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>240,000円</u>を超える場合には、<u>240,000円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 (1)～(3) （略） 2・3 （略）	（課税額） 第2条 （略） 2 （略） 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>220,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>220,000円</u>とする。 4 （略） （税額の減額） 第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>220,000円</u>を超える場合には、<u>220,000円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 (1)～(3) （略） 2・3 （略）

議案第 58号参考資料

川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第16号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第151条 （略） 2～12 （略） 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 （略）	第151条 （略） 2～12 （略） 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士_____又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 （略）

○ 川口市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２９年条例第５７号）（第２条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（職員の配置の基準） 第１４条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第７号に掲げる職員を置かないことができる。 （１）～（５）（略） （６）<u>栄養士又は管理栄養士</u> （７）（略） ２ （略） （職員の配置の基準） 第２３条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第７号に掲げる職員を置かないことができる。 （１）～（５）（略） （６）<u>栄養士又は管理栄養士</u> （７）（略） ２ （略）	（職員の配置の基準） 第１４条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第７号に掲げる職員を置かないことができる。 （１）～（５）（略） （６）栄養士_____ （７）（略） ２ （略） （職員の配置の基準） 第２３条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第７号に掲げる職員を置かないことができる。 （１）～（５）（略） （６）栄養士_____ （７）（略） ２ （略）

○ 川口市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２９年条例第６０号）（第３条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（職員の配置の基準） 第１２条 養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員５０人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第６号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第７号の調理員を置かないことができる。 （１）～（５）（略） （６）<u>栄養士又は管理栄養士</u> １以上 （７）（略） ２～１１（略） １２ 第１項第３号、第６号及び第７号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 （１）養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員 （２）介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 （３）介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 （４）病院 <u>栄養士又は管理栄養士</u>（病床数１００以上の病院の場合に限る。） （５）（略）	（職員の配置の基準） 第１２条 養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員５０人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士_____との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第６号の栄養士_____を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第７号の調理員を置かないことができる。 （１）～（５）（略） （６）栄養士_____ １以上 （７）（略） ２～１１（略） １２ 第１項第３号、第６号及び第７号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士_____又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 （１）養護老人ホーム 生活相談員、栄養士_____又は調理員、事務員その他の職員 （２）介護老人保健施設 支援相談員、栄養士_____又は調理員、事務員その他の従業者 （３）介護医療院 栄養士_____又は調理員、事務員その他の従業者 （４）病院 栄養士_____（病床数１００以上の病院の場合に限る。） （５）（略）

○ 川口市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第61号）（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（職員の配置の基準） 第11条 特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1) ～(4) （略） (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (6) ・(7) （略） 2～7 （略） （職員の配置の基準） 第45条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1) ～(4) （略） (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (6) ・(7) （略） 2～8 （略） 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲	（職員の配置の基準） 第11条 特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士_____を置かないことができる。 (1) ～(4) （略） (5) 栄養士_____ 1以上 (6) ・(7) （略） 2～7 （略） （職員の配置の基準） 第45条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士_____を置かないことができる。 (1) ～(4) （略） (5) 栄養士_____ 1以上 (6) ・(7) （略） 2～8 （略） 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士_____, 機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲

げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

(3) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(4) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

(5) （略）

10・11 （略）

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第16号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）

）第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは川口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第17号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～15 （略）

げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(4) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

(5) （略）

10・11 （略）

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第16号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）

）第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは川口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第17号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～15 （略）

○ 川口市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２９年条例第６２号）（第５条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（職員配置の基準） 第１１条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が４０人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第４号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第６号の調理員を置かないことができる。 （１）～（３）（略） （４）<u>栄養士又は管理栄養士</u> １以上 （５）・（６）（略） ２～９ （略） １０ 第１項第４号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び同項第５号の事務員のそれぞれのうち１人は、常勤でなければならない。 １１～１３ （略）	（職員配置の基準） 第１１条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が４０人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第４号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第６号の調理員を置かないことができる。 （１）～（３）（略） （４）<u>栄養士</u> １以上 （５）・（６）（略） ２～９ （略） １０ 第１項第４号の<u>栄養士</u>及び同項第５号の事務員のそれぞれのうち１人は、常勤でなければならない。 １１～１３ （略）
（職員配置の基準） 第３７条 都市型軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあつては第４号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する等の都市型軽費老人ホームにあつては第６号の調理員を置かないことができる。 （１）～（３）（略） （４）<u>栄養士又は管理栄養士</u> １以上 （５）・（６）（略） ２～７ （略）	（職員配置の基準） 第３７条 都市型軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあつては第４号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する等の都市型軽費老人ホームにあつては第６号の調理員を置かないことができる。 （１）～（３）（略） （４）<u>栄養士</u> １以上 （５）・（６）（略） ２～７ （略）

○ 川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２９年条例第６３号）（第６条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（食事） 第８７条 （略） ２・３ （略） ４ 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定生活介護事業所に栄養士又は<u>管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	（食事） 第８７条 （略） ２・３ （略） ４ 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定生活介護事業所に栄養士_____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

○ 川口市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 9 年条例第 6 4 号）（第 7 条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（食事） 第 3 7 条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	（食事） 第 3 7 条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士_____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

○ 川口市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２９年条例第６５号）（第８条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（食事） 第４５条 （略） ２・３ （略） ４ 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	（食事） 第４５条 （略） ２・３ （略） ４ 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士 _____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

○ 川口市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２９年条例第６６号）（第９条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（食事） 第３０条 （略） ２～４ （略） ５ 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士 又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法に ついて保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	（食事） 第３０条 （略） ２～４ （略） ５ 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士 _____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法に ついて保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

○ 川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２９年条例第７９号）（第１０条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（従業者の員数） 第１３０条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第５節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第９４条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第９３条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第１４７条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が４０人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第４号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1) ～(3) （略） (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> １以上 (5) ・(6) （略） ２～８ （略）	（従業者の員数） 第１３０条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第５節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第９４条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第９３条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第１４７条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が４０人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養士_____を置かないことができる。 (1) ～(3) （略） (4) 栄養士_____ １以上 (5) ・(6) （略） ２～８ （略）

(従業者の員数)

第166条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(4)・(5) (略)

2～5 (略)

(従業者の員数)

第173条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第140条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第139条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第185条において同じ。）を当該介護老人

(従業者の員数)

第166条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士____との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士_____を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 栄養士_____ 1以上

(4)・(5) (略)

2～5 (略)

(従業者の員数)

第173条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士_____の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第140条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第139条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第185条において同じ。）を当該介護老人

保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (3) （略） (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士又は管理栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 2 （略）	保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士_____及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (3) （略） (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士_____</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 2 （略）
---	--

- 川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成29年条例第84号）（第11条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（従業者の員数） 第94条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第6節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第129条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第104条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にある場合は、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。 (1)～(3) （略） (4) 栄養士又は管理栄養士 1以上	（従業者の員数） 第94条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第6節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第129条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第104条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にある場合は、他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士_____を置かないことができる。 (1)～(3) （略） (4) 栄養士_____ 1以上

(5) ・ (6) (略)

2 ～ 8 (略)

(従業者の員数)

第 1 3 3 条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第 3 号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1) ・ (2) (略)

(3) 栄養士又は管理栄養士 1 以上

(4) ・ (5) (略)

2 ～ 5 (略)

第 1 4 0 条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第 1 7 3 条第 1 項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第 1 7 2 条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）

(5) ・ (6) (略)

2 ～ 8 (略)

(従業者の員数)

第 1 3 3 条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第 3 号の栄養士を置かないことができる。

(1) ・ (2) (略)

(3) 栄養士 1 以上

(4) ・ (5) (略)

2 ～ 5 (略)

第 1 4 0 条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第 1 7 3 条第 1 項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第 1 7 2 条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）

の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第146条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) （略）

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 （略）

の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第146条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士_____及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) （略）

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士_____の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 （略）

○ 川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第４３号）（第１２条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第６条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、４０人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第３号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第４号の調理員を置かないことができる。 (１)・(２) (略) (３) <u>栄養士又は管理栄養士</u> １以上 (４)・(５) (略) ２～６ (略) ７ 第１項（第１号を除く。）、第２項及び第４項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第１項第３号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び同項第４号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 ８・９ (略)	第６条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、４０人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第３号の栄養士_____を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第４号の調理員を置かないことができる。 (１)・(２) (略) (３) 栄養士_____ １以上 (４)・(５) (略) ２～６ (略) ７ 第１項（第１号を除く。）、第２項及び第４項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第１項第３号の栄養士_____及び同項第４号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 ８・９ (略)

○ 川口市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和５年条例第３３号）（第１３条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（職員配置の基準） 第９条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する女性自立支援施設にあっては、第３号に掲げる職員を置かないことができる。 （１）・（２）（略） （３）<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員 １以上 （４）～（６）（略） ２ （略）	（職員配置の基準） 第９条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する女性自立支援施設にあっては、第３号に掲げる職員を置かないことができる。 （１）・（２）（略） （３）栄養士_____又は調理員 １以上 （４）～（６）（略） ２ （略）

議案第 59号参考資料

川口市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成27年条例第28号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（職員に関する基準） 第3条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（<u>川口市介護保険運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。 （1）～（3）（略） <u>2 前項の規定にかかわらず、川口市介護保険運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u> <u>3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると川口市介護保険運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞ</u>	（職員に関する基準） 第3条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数_____ _____ _____ _____ _____は、原則として次のとおりとする。 （1）～（3）（略） <u>2 前項の 規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると川口市介護保険運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞ</u>

れ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における 第 1 号被保険者の数	人員配置基準
おおむね 1, 0 0 0 人未 満	<u>第 1 項各号</u> に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1, 0 0 0 人以 上 2, 0 0 0 人未満	第 1 項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人 は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2, 0 0 0 人以 上 3, 0 0 0 人未満	専らその職務に従事する常勤の第 1 項第 1 号に掲 げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同 項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

れ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における 第 1 号被保険者の数	人員配置基準
おおむね 1, 0 0 0 人未 満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1, 0 0 0 人以 上 2, 0 0 0 人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人 は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2, 0 0 0 人以 上 3, 0 0 0 人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第 1 号</u> に掲 げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同 項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

議案第 60号参考資料

川口市立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立体育施設設置及び管理条例（昭和43年条例第22号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（職員） 第5条 体育施設（第18条に規定する指定管理者が管理する体育施設を除く。）に所長_____その他必要な職員を置く。 （利用に供さない日） 第7条 体育施設を一般の利用に供さない日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に<u>休所する</u>_____ことができる。 （入所_____の制限） 第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所_____を拒み、又は退所_____を命ずることができる。 （1）～（4）（略） 附 則 <u>（施行期日）</u> 1 （略） <u>（川口市立体育館設置及び管理条例等の廃止）</u> 2 （略） <u>（川口市立北スポーツセンターの供用の休止）</u> 3 <u>川口市立北スポーツセンターは、当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、供用を休止する。</u> 別表第1（第2条関係）	（職員） 第5条 体育施設（第18条に規定する指定管理者が管理する体育施設を除く。）に所長<u>（館にあっては、館長）</u>_____その他必要な職員を置く。 （利用に供さない日） 第7条 体育施設を一般の利用に供さない日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に<u>休所若しくは休館する</u>_____ことができる。 （入所又は入館の制限） 第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所<u>若しくは入館</u>を拒み、又は退所<u>若しくは退館</u>を命ずることができる。 （1）～（4）（略） 附 則 1 （略） 2 （略） 別表第1（第2条関係）

名 称	位 置
(略)	
川口市立西スポーツセンター	(略)
川口市立北スポーツセンター	川口市大字木曽呂 1 4 2 8 番 1
(略)	

別表第 2 (第 2 条関係)

名 称	位 置
(略)	

別表第 3 (第 1 5 条関係)

1 運動施設

施設名	種別	区分	利用単位	使用料
(略)				
北スポーツセンター	競技場	団体 専用	1 日	7, 7 0 0
		個人 一般	1 日	2 2 0
		生徒及び児童	1 日	1 1 0

名 称	位 置
(略)	
川口市立西スポーツセンター	(略)
(略)	
川口市立神根運動場	川口市大字神戸 7 6 7 番 1
(略)	
川口市立戸塚体育館	川口市戸塚南 2 丁目 1 2 番 1 8 号
川口市立根岸体育館	川口市大字安行領根岸 1 2 8 番地
(略)	

別表第 2 (第 2 条関係)

名 称	位 置
(略)	
川口市立北スポーツセンター	川口市大字道合 3 9 0 番地 (神根公園内)
(略)	

別表第 3 (第 1 5 条関係)

1 運動施設

施設名	種別	区分	利用単位	使用料
(略)				
北スポーツセンター	野球場 体育館	団体 1 面	2 時 間	7 7 0
		団体 専用	2 時 間	2, 2 0 0
		共用	2 時 間	1, 1 0 0

(略)

備考 (略)
2 (略)

		個人	一般	2 時 間	1 1 0
			生徒	2 時 間	7 0
			児童	2 時 間	4 0
	室内プール	団体	専用	2 時 間	8, 2 5 0
			共用	2 時 間	4, 1 2 0
		個人	一般	2 時 間	2 5 0
			生徒	2 時 間	1 4 0
			児童	2 時 間	8 0
		(略)			
神根運動場	野球場	団体	1 面	2 時 間	7 7 0
	競技場A	団体	1 面	2 時 間	1, 1 0 0
	競技場B	団体	1 面	2 時 間	5 5 0
	競技場C	団体	専用	1 日	7, 7 0 0
		個人	一般	1 日	2 2 0
			生徒及び児童	1 日	1 1 0
(略)					
戸塚体育館		団体	専用	2 時 間	6 6 0
根岸体育館		団体	専用	2 時 間	6 6 0
(略)					

備考 (略)
2 (略)

議案第 61号参考資料

川口市中小企業融資条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市中小企業融資条例（平成12年条例第78号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 この条例において「創業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 （1）産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下この項において「強化法」という。）<u>第2条第31項第1号</u>に掲げる者であって、事業を開始する日に中小企業者となるもの （2）強化法<u>第2条第31項第2号</u>に掲げる者であって、中小企業者であるもの （3）強化法<u>第2条第31項第3号</u>に掲げる者であって、会社を設立する日に中小企業者となるもの （4）強化法第2条第31項第4号に掲げる者（強化法第129条第2項の規定により同号に掲げる者とみなされる者を含む。）であって、中小企業者であるもの （5）強化法<u>第2条第31項第5号</u>に掲げる者であって、新たに設立される会社が中小企業者であるもの （6）強化法<u>第2条第31項第6号</u>に掲げる者であって、中小企業者であるもの 5～8 （略） （融資の種類） 第3条 融資の種類は、次のとおりとする。 （1）～（6）（略） <u>（7）から（9）まで 削除</u>	（定義） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 この条例において「創業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 （1）産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下この項において「強化法」という。）<u>第2条第29項第1号</u>に掲げる者であって、事業を開始する日に中小企業者となるもの （2）強化法<u>第2条第29項第2号</u>に掲げる者であって、中小企業者であるもの （3）強化法<u>第2条第29項第3号</u>に掲げる者であって、会社を設立する日に中小企業者となるもの （4）強化法第2条第29項第4号に掲げる者（強化法第129条第2項の規定により同号に掲げる者とみなされる者を含む。）であって、中小企業者であるもの （5）強化法<u>第2条第29項第5号</u>に掲げる者であって、新たに設立される会社が中小企業者であるもの （6）強化法<u>第2条第29項第6号</u>に掲げる者であって、中小企業者であるもの 5～8 （略） （融資の種類） 第3条 融資の種類は、次のとおりとする。 （1）～（6）（略） <u>（7）削除</u> <u>（8）新製品等開発振興資金融資</u> <u>（9）削除</u>

(10)～(13) (略)

2 (略)

第10条から第12条まで 削除

(10)～(13) (略)

2 (略)

第10条 削除

(新製品等開発振興資金融資)

第11条 第3条第1項第8号に規定する融資を受けることができる者は、公益財団法人川口産業振興公社の推薦を参考に市長が定める中小企業者又は中小企業組合で、次に掲げる要件を備えているものでなければならない。

(1) 個人にあっては申請日以前1年以上引き続き市内に住所を有すること、法人にあっては申請日以前1年以上引き続き市内に事業所を有すること。

(2) 申請日以前1年以上引き続き市内において同一の事業を行っていること。

(3) 保証協会の保証の対象となる業種に属する事業を行っていること。

(4) 許認可等が必要とされている事業にあっては、その許認可等を受けていること。

(5) 市税を完納していること。

(6) 貸付金の返済能力が確実であること。

2 第3条第1項第8号に規定する融資の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使途 運転資金及び設備資金のうち、新製品等の開発又は製品化等に必要な資金（試作に要する資金を除く。）

(2) 融資限度額 1事業者につき30,000,000円以内

(3) 貸付期間 運転資金にあっては10年以内、設備資金にあっては12年以内

(4) 据置期間 1年以内

(5) 返済方法 原則として分割返済

(6) 利率 市長が別に定める。

(7) 保証 原則として保証協会又は共済協会の保証を付する。

(8) 担保 必要に応じて徴する。

(9) 連帯保証人 市長が別に定める場合を除き、個人にあっては必要としないこととし、法人にあっては当該法人の代表者とする。

第12条 削除

(融資の決定)

第18条 市長は、前条に規定する調査の結果、川口市商工資金審査会（以下「審査会」という。）の審査に付することを適当と認めたときは、審査会の審査を経て、融資の適否を決定するものとする。ただし、第3条第1項第1号から第5号まで____、第10号、第12号及び第13号に掲げる融資であって規則で定めるもの並びに同項第11号に掲げる融資にあつては、前条に規定する調査の結果により融資の適否を決定するものとする。

2 (略)

(融資条件の変更等)

第23条 市長は、借入者において特別の事由があると認めるときは、第4条から第9条まで____及び第13条から第15条の2までに規定する融資の条件の範囲内において、融資の条件を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、借入者においてやむを得ない特別の事由があると認めるときは、貸付期間及び据置期間に限り、第4条から第9条まで____及び第13条から第15条の2までに規定する融資の条件の範囲を超えて、融資の条件を変更することができる。

3～5 (略)

(融資の取消し)

第26条 市長は、融資の決定を受けた者又は借入者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、融資の決定を取り消し、既に融資が行われているときは、その金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第4条から第9条まで____及び第13条から第15条の2までに規定する要件を欠くに至ったとき。

(4) (略)

(融資の決定)

第18条 市長は、前条に規定する調査の結果、川口市商工資金審査会（以下「審査会」という。）の審査に付することを適当と認めたときは、審査会の審査を経て、融資の適否を決定するものとする。ただし、第3条第1項第1号から第5号まで、第8号、第10号、第12号及び第13号に掲げる融資であって規則で定めるもの並びに同項第11号に掲げる融資にあつては、前条に規定する調査の結果により融資の適否を決定するものとする。

2 (略)

(融資条件の変更等)

第23条 市長は、借入者において特別の事由があると認めるときは、第4条から第9条まで、第11条及び第13条から第15条の2までに規定する融資の条件の範囲内において、融資の条件を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、借入者においてやむを得ない特別の事由があると認めるときは、貸付期間及び据置期間に限り、第4条から第9条まで、第11条及び第13条から第15条の2までに規定する融資の条件の範囲を超えて、融資の条件を変更することができる。

3～5 (略)

(融資の取消し)

第26条 市長は、融資の決定を受けた者又は借入者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、融資の決定を取り消し、既に融資が行われているときは、その金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第4条から第9条まで、第11条及び第13条から第15条の2までに規定する要件を欠くに至ったとき。

(4) (略)

議案第 63号参考資料

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市建築基準法等関係事務手数料条例（平成11年条例第52号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（建築基準法に基づく建築主事への申請等に係る手数料の額等） 第2条 建築基準法（以下この条及び次条において「法」という。）に基づき本市の建築主事に確認、検査若しくは認定の申請又は計画の通知若しくは検査の通知をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。 (1) 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認申請手数料又は法第18条第3項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査手数料（次号から第4号までに規定するものを除く。） 1件につき 別表第1（ア）の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額 (2) 法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請手数料又は法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査手数料（当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限り、次号及び第4号に規定するものを除く。） ア～エ （略） (3) <u>法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請手数料又は法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査手数料（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書に規定する特定建築行為であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合する建築物の建築に限る。） 1件につき 第1号の額（昇降機を含む建築物については前号の額）に、1の建築物</u>	（建築基準法に基づく建築主事への申請等に係る手数料の額等） 第2条 建築基準法（以下この条及び次条において「法」という。）に基づき本市の建築主事に確認、検査若しくは認定の申請又は計画の通知若しくは検査の通知をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。 (1) 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認申請手数料又は法第18条第3項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査手数料（次号_____に規定するものを除く。） 1件につき 別表第1（ア）の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額 (2) 法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請手数料又は法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査手数料（当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるもの_____） ア～エ （略）

ごとに、別表第1の2（ア）の欄に掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を加算した額

(4) 法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請手数料又は法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査手数料（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして行う同法第11条第2項において準用する同条第1項ただし書又は同法第12条第3項において準用する同条第2項ただし書に規定する特定建築行為であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロの基準に適合する建築物の建築に限る。） 1件につき 第1号の額（昇降機を含む建築物については第2号の額）に、1の建築物ごとに、別表第1の2（ア）の欄に掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（ウ）の欄に定める額を加算した額

(5) ・ (6) （略）

(7) 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する通知に対する完了検査手数料（次号から第10号までに規定するものを除く。） 1件につき 別表第1（ア）の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（ウ）の欄に定める額

(8) 法第7条第1項の規定に基づく法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む完了検査申請手数料又は法第18条第21項の規定に基づく同条第30項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む完了検査手数料（次号及び第10号に規定するものを除く。） 1件につき 別表第1（ア）の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（エ）の欄に定める額

(9) 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する通知に対する完了検査手数料（当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限り、次号に規定するものを除く。）

ア （略）

(3) ・ (4) （略）

(5) 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する通知に対する完了検査手数料（次号及び第7号 _____ に規定するものを除く。） 1件につき 別表第1（ア）の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（ウ）の欄に定める額

(6) 法第7条第1項の規定に基づく法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む完了検査申請手数料又は法第18条第21項の規定に基づく同条第30項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む完了検査手数料（次号 _____ に規定するものを除く。） 1件につき 別表第1（ア）の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（エ）の欄に定める額

(7) 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する通知に対する完了検査手数料（当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるもの _____ ）

ア （略）

イ 合格証の交付を受けていない場合 第7号の額に、昇降機1基ごとに、17,000円（小荷物専用昇降機については10,000円）を加算した額

(10) 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する通知に対する完了検査手数料（当該申請又は通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る部分が含まれるものに限る。）1件につき 第7号又は第8号の額（昇降機を含む建築物については前号の額）に、1の建築物ごとに、別表第1（ア）の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（オ）の欄に定める額を加算した額

(11)・(12) (略)

(13) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請手数料又は法第18条第29項の規定に基づく中間検査手数料 1件につき 別表第1（ア）の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（カ）の欄に定める額

(14) (略)

2 (略)

3 第1項第3号及び第4号の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

(2) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

4 第1項第7号、第8号及び第10号の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積（同号の床面積の合計にあっては、市長が別に定める部分の床面積を除く。）について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積（同号の床面積の合計にあっては、市長が別に定める部分の床面積を除く。）の2分の1について算定

イ 合格証の交付を受けていない場合 第5号の額に、昇降機1基ごとに、17,000円（小荷物専用昇降機については10,000円）を加算した額

(8)・(9) (略)

(10) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請手数料又は法第18条第29項の規定に基づく中間検査手数料 1件につき 別表第1（ア）の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（オ）の欄に定める額

(11) (略)

2 (略)

3 第1項第5号及び第6号 _____ の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積 _____ について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積 _____ の2分の1について算定

する。

5 第1項第13号の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) ・(2) (略)

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく認定等の申請に係る手数料の額等)

第5条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長に認定又は承認の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) (略)

(2) 前号の認定申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）が提出された場合の認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第6条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第4号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(3) ・(4) (略)

(5) 前号の変更認定申請に併せて確認申請書が提出された場合の変更認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第8条第2項において準用する法第6条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第4号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(6) ～(9) (略)

2 (略)

(都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等)

第6条 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長に認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定申請手数料（次号に規定するものを除く。

する。

4 第1項第10号の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) ・(2) (略)

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく認定等の申請に係る手数料の額等)

第5条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長に認定又は承認の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) (略)

(2) 前号の認定申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）が提出された場合の認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第6条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(3) ・(4) (略)

(5) 前号の変更認定申請に併せて確認申請書が提出された場合の変更認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第8条第2項において準用する法第6条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(6) ～(9) (略)

2 (略)

(都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく認定の申請に係る手数料の額等)

第6条 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長に認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定申請手数料（次号に規定するものを除く。

)

ア (略)

イ 適合証が添付されていないもの

(ア) (イ) から(エ) までに規定する方法以外の方法により評価する場合 1件につき 別表第4 (ア) の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(イ) の欄に定める額(同表(ア) の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表(イ) の欄に定める額を合算した額)

(イ) 誘導仕様基準(建築物が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この条、次条、別表第4の2及び別表第6 において「省令」という。)第10条第2号イ(2) 及びロ(2) に定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。第3号イ(イ) 及び同表 において同じ。)により評価する場合 1件につき 別表第4 (ア) の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(ウ) の欄に定める額

(ウ) 誘導仕様・計算併用法(建築物が省令第10条第2号イ(1) 及びロ(2) 又は同号イ(2) 及びロ(1) に定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。第3号イ(ウ) 及び別表第6において同じ。)により評価する場合 1件につき 別表第4 (ア) の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(エ) の欄に定める額

(エ) 非住宅に係るモデル建物法(建築物が省令第10条第1号イ(2) 及びロ(2) (同号に規定する工場等にあっては、同号ロ(2)) に定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。第3号イ(エ) 及び別表第6において同じ。)により評価する場合 1件につき 別表第4 (ア) の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(オ) の欄に定める額

(オ) 1の建築物が(ア) から(エ) までのうち2以上に該当する場合 1件につき (ア) から(エ) までに規定する区分に応じ、それぞれ別表第4 (イ) の欄、(ウ) の欄、(エ) の欄及び(オ) の欄に定める額を合算した額

)

ア (略)

イ 適合証が添付されていないもの

(ア) (イ) 及び(ウ) までに規定する方法以外の方法により評価する場合 1件につき 別表第4 (ア) の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(イ) の欄に定める額(同表(ア) の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表(イ) の欄に定める額を合算した額)

(イ) 誘導仕様基準(建築物が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この条、次条、別表第4の2、別表第6及び別表第7において「省令」という。)第10条第2号イ(2) 及びロ(2) に定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。第3号イ(イ) 及び別表第6において同じ。)により評価する場合 1件につき 別表第4 (ア) の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(ウ) の欄に定める額

(ウ) 非住宅に係るモデル建物法(建築物が省令第10条第1号イ(2) 及びロ(2) (同号に規定する工場等にあっては、同号ロ(2)) に定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。第3号イ(ウ) 及び別表第6において同じ。)により評価する場合 1件につき 別表第4 (ア) の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表(エ) の欄に定める額

(エ) 1の建築物が(ア) から(ウ) までのうち2以上に該当する場合 1件につき (ア) から(ウ) までに規定する区分に応じ、それぞれ別表第4 (イ) の欄、(ウ) の欄及び(エ) の欄 までに定める額を合算した額

(2) 前号の認定申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく確認申請書が提出された場合の認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る同項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第4号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(3) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料（次号に規定するものを除く。）

ア （略）

イ 適合証が添付されていないもの

(ア) (イ) から(エ) までに規定する方法以外の方法により評価する場合 1件につき 別表第4（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を合算した額）

(イ) （略）

(ウ) 誘導仕様・計算併用法により評価する場合 1件につき 別表第4（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（エ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(エ) 非住宅に係るモデル建物法により評価する場合 1件につき 別表第4（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（オ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(オ) 1の建築物が(ア) から(エ) までのうち2以上に該当する場合 1件につき (ア) から(エ) までに規定する区分に応じ、それぞれ別表第4（イ）の欄、（ウ）の欄、（エ）の欄及び（オ）の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を合算した額

(4) 前号の変更認定申請に併せて確認申請書が提出された場合の変更認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第55条第2項において準用する法第54条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第4号までの規定を適用して算定した額を加算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定に基づく認定の申請

(2) 前号の認定申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく確認申請書が提出された場合の認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る同項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(3) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料（次号に規定するものを除く。）

ア （略）

イ 適合証が添付されていないもの

(ア) (イ) 及び(ウ) に規定する方法以外の方法により評価する場合 1件につき 別表第4（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を合算した額）

(イ) （略）

(ウ) 非住宅に係るモデル建物法により評価する場合 1件につき 別表第4（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（エ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(エ) 1の建築物が(ア) から(ウ) までのうち2以上に該当する場合 1件につき (ア) から(ウ) までに規定する区分に応じ、それぞれ別表第4（イ）の欄、（ウ）の欄及び（エ）の欄 _____ に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を合算した額

(4) 前号の変更認定申請に併せて確認申請書が提出された場合の変更認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第55条第2項において準用する法第54条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定に基づく認定の申請

に係る手数料の額等)

第7条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長の判定を受けようとする者又は市長に交付若しくは認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 法第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料

ア 適合性判定に係る建築物が省令第1条第1項各号に定める基準に適合していることを示す規則で定める書類（以下この号及び次号において「適合証」という。）が添付されていないもの

(ア) 法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の2（ア）の欄に掲げる評価の方法、建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額

(イ) 法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の2（ア）の欄に掲げる評価の方法、建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ 適合証が添付されているもの

(ア) 法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の3（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額

(イ) 法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の3（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条 _____の規定に基づく軽微な変更に応当していることを証する書面の交付申請手数料

ア 適合証が添付されていないもの 1件につき 別表第4の2（ア）の欄に掲げる評価の方法、建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に

に係る手数料の額等)

第7条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長の判定を受けようとする者又は市長に交付若しくは認定の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 法第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料

ア 適合性判定に係る建築物が省令第1条第1項各号に定める基準に適合していることを示す規則で定める書類（以下この号及び次号において「適合証」という。）が添付されていないもの

(ア) 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の2（ア）の欄に掲げる評価の方法 _____及び床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額

(イ) 法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の2（ア）の欄に掲げる評価の方法 _____及び床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ 適合証が添付されているもの

(ア) 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の3（ア）の欄に掲げる _____床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額

(イ) 法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の3（ア）の欄に掲げる _____床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に応当していることを証する書面の交付申請手数料

ア 適合証が添付されていないもの 1件につき 別表第4の2（ア）の欄に掲げる評価の方法 _____及び床面積の合計の区分に

応じ、同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ 適合証が添付されているもの 1件につき 別表第4の3（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）の認定申請手数料（次号に規定するものを除く。）

ア 認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す規則で定める書類（以下この号及び第5号において「適合証」という。）が添付されているもの 1件につき 1の建築物ごとに、別表第5（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を合算した額）

イ （略）

(4) 前号の認定申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく確認申請書が提出された場合の認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る同項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第4号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(5) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料（次号に規定するものを除く。）

ア 適合証が添付されているもの 1件につき 次の(ア)及び(イ)に掲げる建築物の区分に応じ、当該(ア)及び(イ)に定める額を合算した額

(ア) 法第29条第3項に規定する申請建築物（以下この号において「申請建築物」という。）及び変更前の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。）として記載されている建築物であって変更をしようとするもの 1の建築物ごとに、別表第5（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を合算した額）

応じ、同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ 適合証が添付されているもの 1件につき 別表第4の3（ア）の欄に掲げる 床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）の認定申請手数料（次号に規定するものを除く。）

ア 認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す規則で定める書類（以下この号及び第5号において「適合証」という。）が添付されているもの 1件につき 1の建築物ごとに、別表第5（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を合算した額）

イ （略）

(4) 前号の認定申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく確認申請書が提出された場合の認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る同項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額

(5) 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料（次号に規定するものを除く。）

ア 適合証が添付されているもの 1件につき 次の(ア)及び(イ)に掲げる建築物の区分に応じ、当該(ア)及び(イ)に定める額を合算した額

(ア) 法第34条第3項に規定する申請建築物（以下この号において「申請建築物」という。）及び変更前の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。）として記載されている建築物であって変更をしようとするもの 1の建築物ごとに、別表第5（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を合算した額）

ては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を合算した額）

（イ）（略）

イ（略）

- （6）前号の変更認定申請に併せて確認申請書が提出された場合の変更認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第31条第2項において準用する法第30条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第4号までの規定を適用して算定した額を加算した額

- 2 前項第1号から第3号まで及び第5号に規定する床面積の合計は、住宅用途を含む建築物の住宅部分の手数料の額の算定にあつては当該申請に係る住宅部分の床面積の合計（同項第1号及び第2号に規定する床面積の合計にあつては省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物の共用部分の床面積を、前項第3号及び第5号に規定する床面積の合計にあつては省令第13条第3項第2号の規定により誘導設計一次エネルギー消費量を算出した建築物の共用部分の床面積を

ては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を合算した額）

（イ）（略）

イ（略）

- （6）前号の変更認定申請に併せて確認申請書が提出された場合の変更認定申請手数料 1件につき 同号の規定により算定した額に、当該確認申請書に係る法第36条第2項において準用する法第35条第2項の審査の内容に応じ第2条第1項第1号から第3号までの規定を適用して算定した額を加算した額

- （7）法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料

ア 認定申請に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す規則で定める書類（以下この号において「適合証」という。）が添付されているもの 1件につき 別表第5（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあつては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を合算した額）

イ 適合証が添付されていないもの 1件につき 別表第7（ア）の欄に掲げる評価の方法、建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあつては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を合算した額）

- 2 前項第1号から第3号まで、第5号及び第7号に規定する床面積の合計は、住宅用途を含む建築物の住宅部分の手数料の額の算定にあつては当該申請に係る住宅部分の床面積の合計（同項第3号

及び第5号に規定する床面積の合計にあつては省令第13条第3項第2号の規定により誘導設計一次エネルギー消費量を算出した建築物の共用部分の床面積を、前項第7号に規定する床面積の合計にあつては省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出し

____除く。)と、非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の手数料の額の算定にあつては当該申請に係る非住宅部分の床面積の合計(前項第1号及び第2号に規定する床面積の合計にあつては、市長が別に定める部分を除く。)とする。

(手数料の減免)

第11条 次に掲げる場合には、第2条第1項(同項第1号から第4号までの規定を適用して第5条第1項第2号及び第5号、第6条第2号及び第4号並びに第7条第1項第4号及び第6号において算定する場合を含む。次項及び第4項において同じ。)、第3条、第8条及び第9条に規定する手数料を免除することができる。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

別表第1 (第2条関係)

(略)

別表第1の2 (第2条関係)

(略)

別表第4 (第6条関係)

(ア)		(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
建築物又は建築物の部分の別	床面積の合計				
一戸建ての住宅	200平方メートル未満の場合	(略)	20,000円	29,000円	
	200平方メートル以上の場合		22,000円	33,000円	
住宅用途を含む建築物の住宅部分	300平方メートル未満の場合		38,000円	59,000円	
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合		66,000円	100,000円	

____た建築物の共用部分の床面積を除く。)と、非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の手数料の額の算定にあつては当該申請に係る非住宅部分の床面積の合計(前項第1号及び第2号に規定する床面積の合計にあつては、市長が別に定める部分を除く。)とする。

(手数料の減免)

第11条 次に掲げる場合には、第2条第1項(同項第1号から第3号までの規定を適用して第5条第1項第2号及び第5号、第6条第2号及び第4号並びに第7条第1項第4号及び第6号において算定する場合を含む。次項及び第4項において同じ。)、第3条、第8条及び第9条に規定する手数料を免除することができる。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

別表第1 (第2条関係)

(略)

別表第4 (第6条関係)

(ア)		(イ)	(ウ)	(エ)
建築物又は建築物の部分の別	床面積の合計			
一戸建ての住宅	200平方メートル未満の場合	(略)	20,000円	
	200平方メートル以上の場合		22,000円	
住宅用途を含む建築物の住宅部分	300平方メートル未満の場合		38,000円	
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合		66,000円	

	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	<u>121,000円</u>	<u>175,000円</u>	
	5,000平方メートル以上の場合	<u>183,000円</u>	<u>256,000円</u>	
非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合			<u>102,000円</u>
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合			<u>130,000円</u>
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合			<u>171,000円</u>
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合			<u>277,000円</u>
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合			<u>362,000円</u>
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合			<u>435,000円</u>
	25,000平方メートル以上の場合			<u>510,000円</u>

別表第4の2（第7条関係）

（略）

別表第4の3（第7条関係）

（略）

別表第6（第7条関係）

(ア)			(イ)
評価の方法	建築物又は建築物の部分の別	床面積の合計	
(略)			
誘導仕様基準	一戸建ての住宅	200平方メートル未満	20,000円

	2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満の場合	<u>121, 000円</u>	
	5, 000平方メートル以上の場合	<u>183, 000円</u>	
非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合		<u>102, 000円</u>
	300平方メートル以上1, 000平方メートル未満の場合		<u>130, 000円</u>
	1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満の場合		<u>171, 000円</u>
	2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満の場合		<u>277, 000円</u>
	5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満の場合		<u>362, 000円</u>
	10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満の場合		<u>435, 000円</u>
	25, 000平方メートル以上の場合		<u>510, 000円</u>

別表第4の2（第7条関係）

（略）

別表第4の3（第7条関係）

（略）

別表第6（第7条関係）

(ア)			(イ)
評価の方法	建築物又は建築物 の部分の別	床面積の合計	
(略)			
誘導仕様基準	一戸建ての住宅	200平方メートル未満	20,000円

		<u>の場合</u>	
		<u>200平方メートル以上の場合</u>	<u>22,000円</u>
	<u>住宅用途を含む建築物の住宅部分</u>	<u>300平方メートル未満の場合</u>	<u>38,000円</u>
		<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合</u>	<u>66,000円</u>
		<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合</u>	<u>121,000円</u>
		<u>5,000平方メートル以上の場合</u>	<u>183,000円</u>
<u>誘導仕様・計算併用法</u>	<u>一戸建ての住宅</u>	<u>200平方メートル未満の場合</u>	<u>29,000円</u>
		<u>200平方メートル以上の場合</u>	<u>33,000円</u>
	<u>住宅用途を含む建築物の住宅部分</u>	<u>300平方メートル未満の場合</u>	<u>59,000円</u>
		<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合</u>	<u>100,000円</u>
		<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合</u>	<u>175,000円</u>
		<u>5,000平方メートル以上の場合</u>	<u>256,000円</u>

(略)

		の場合	
		<u>200平方メートル以上 の場合</u>	<u>22,000円</u>
	住宅用途を含む建 築物の住宅部分	<u>300平方メートル未満 の場合</u>	<u>38,000円</u>
		<u>300平方メートル以上 2,000平方メートル 未満の場合</u>	<u>66,000円</u>
		<u>2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満の場合</u>	<u>121,000円</u>
		<u>5,000平方メートル 以上の場合</u>	<u>183,000円</u>
		(略)	

別表第7（第7条関係）

(略)

議案第 64号参考資料

川口市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表
○ 川口市都市公園条例（昭和53年条例第45号）

（下線の部分は改正部分）

改

正

案

(園路及び広場)

第10条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「円滑化政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) ～(5) (略)

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、円滑化政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び円滑化政令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) (略)

別表第2（第20条、第21条関係）

公園名	有料施設		
	施設名	種別	附帯施設
(略)			

現

行

(園路及び広場)

第10条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「円滑化政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) ～(5) (略)

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、円滑化政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び円滑化政令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) (略)

別表第2（第20条、第21条関係）

公園名	有料施設		
	施設名	種別	附帯施設
(略)			
神根公園	北スポーツセンター	野球場 体育館 室内プール	浴室 コインロッカー
(略)			



議案第 65号参考資料

川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第61号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（経営の基本） 第3条 （略） 2 （略） 3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 （1）（略） （2）計画処理人口は、<u>589,000人</u>とする。 （3）計画1日最大汚水量は、<u>260,540立方メートル</u>とする。 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9</u>第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が300,000円以上である場合とする。	（経営の基本） 第3条 （略） 2 （略） 3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 （1）（略） （2）計画処理人口は、<u>508,300人</u>とする。 （3）計画1日最大汚水量は、<u>262,900立方メートル</u>とする。 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8</u>第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が300,000円以上である場合とする。

議案第 66号参考資料

川口市水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第47号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
川口市水道技術管理者の資格基準等に関する条例（平成24年条例第30号）の一部を次のように改正する。 第3条に次の1号を加える。 (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第37条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、水道等に関する技術上の実務に従事した経験を3年以上有するもの（水道に関する技術上の実務に従事した経験を1年6月以上有する者に限る。） 第4条第2号中「、第3号又は第4号」を削り、「において土木工学以外の」を「、短期大学等又は高等学校等において」に、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第1号」を「水道に関する技術上の実務に従事した経験を、同号」に改め、「実務経験を」を削り、「同条第3号に規定する学校」を「短期大学等」に、「同条第4号に規定する学校」を「高等学校等」に改め、同条第3号中「実務経験を」を「水道に関する技術上の実務に従事した経験」に改め、同条第4号中「、第3号又は第4号」を削り、「において」を「、短期大学等又は高等学校等において」に、「学科目」を「課程」に、「同条第1号」を「水道に関する技術上の実務に従事した経験を、同号」に改め、「実務経験を」を削り、「同条第3号に規定する学校」を「短期大学等」に、「同条第4号に規定する学校」を「高等学校等」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「実務経験を」を「水道に関する技術上の実務に従事した経験」に改め、「卒業した者」の次に「（学校教育法による専門職大	川口市水道技術管理者の資格基準等に関する条例（平成24年条例第30号）の一部を次のように改正する。 第3条に次の1号を加える。 (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第34条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、水道等に関する技術上の実務に従事した経験を3年以上有するもの（水道に関する技術上の実務に従事した経験を1年6月以上有する者に限る。） 第4条第2号中「、第3号又は第4号」を削り、「において土木工学以外の」を「、短期大学等又は高等学校等において」に、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第1号」を「水道に関する技術上の実務に従事した経験を、同号」に改め、「実務経験を」を削り、「同条第3号に規定する学校」を「短期大学等」に、「同条第4号に規定する学校」を「高等学校等」に改め、同条第3号中「実務経験を」を「水道に関する技術上の実務に従事した経験」に改め、同条第4号中「、第3号又は第4号」を削り、「において」を「、短期大学等又は高等学校等において」に、「学科目」を「課程」に、「同条第1号」を「水道に関する技術上の実務に従事した経験を、同号」に改め、「実務経験を」を削り、「同条第3号に規定する学校」を「短期大学等」に、「同条第4号に規定する学校」を「高等学校等」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「実務経験を」を「水道に関する技術上の実務に従事した経験」に改め、「卒業した者」の次に「（学校教育法による専門職大

学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) (略)

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、水道に関する技術上の実務に従事した経験を3年以上有するもの

学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) (略)

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、水道に関する技術上の実務に従事した経験を3年以上有するもの

議案第 67号参考資料

川口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
○ 川口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第45号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表 退職報償金支給額表（第2条関係）				別表 退職報償金支給額表（第2条関係）			
勤務年数 階級 団 長 副 団 長 分 団 長 副 分 団 長 部長及び班長 団 員	(略)	<u>30年以上</u>	<u>35年以上</u>	勤務年数 階級 団 長 副 団 長 分 団 長 副 分 団 長 部長及び班長 団 員	(略)	<u>30年以上</u>	
		<u>35年未満</u>					
		<u>979,000</u> ^円	<u>1,079,000</u> ^円			<u>979,000</u> ^円	
		<u>909,000</u>	<u>1,009,000</u>			<u>909,000</u>	
		<u>849,000</u>	<u>949,000</u>			<u>849,000</u>	
		<u>809,000</u>	<u>909,000</u>			<u>809,000</u>	
		<u>734,000</u>	<u>834,000</u>			<u>734,000</u>	
		<u>689,000</u>	<u>789,000</u>			<u>689,000</u>	